

本年10月1日から郵便料金が一部改訂されることに伴い、熊本簡裁では支払督促申立てに関し、以下の「第3 支払督促申立事件の郵便切手」のとおり変更いたします。

なお、支払督促申立てについては9月25日申立て分から、仮執行宣言申立てについては9月29日申立て分から、変更後の郵便切手によるご提出をお願いいたします。

### 予納郵便切手の組合せ

熊本簡易裁判所 令和5年10月1日

#### 第1 訴状添付の郵便切手

		原告・被告各1名 (基本) 合計 6060円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2342円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	6	
	84円	10	+2
	50円	5	+2
	20円	10	+2
	10円	10	+2
	5円	10	+2
	2円	10	+2

★ 原告ら代理人が受任している場合、原告側の加算は必要ありません。

※ 簡易裁判所は郵便料を予納金で納付することはできません。

#### 第2 民事調停申立事件の郵便切手

		申立人・相手方各1名 合計 422円
郵便切手 の内訳	額面	枚数
	84円	4
	10円	8
	2円	3

相手方が増えれば、上記の倍数

#### 第3 支払督促申立事件の郵便切手

		債権者・債務者各1名 合計 1,288円	債務者複数の場合 加算+1,204円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	2	+2
	120円	1	+1
	84円	2	+1

※上記切手のほか、はがき(63円)1枚添付必要(債務者1名につき)

(仮宣申立)

		債権者・債務者各1名 合計 1,298円	債務者複数の場合 加算+1,204円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	2	+2
	120円	1	+1
	94円	1	
	84円	1	+1

※上記切手のほか、はがき(63円)1枚添付必要(債務者1名につき)

第4 熊本地方裁判所あての控訴状添付の郵便切手

		原告・被告各1名 (基本) 合計 6060円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2342円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	6	
	84円	10	+2
	50円	5	+2
	20円	10	+2
	10円	10	+2
	5円	10	+2
	2円	10	+2

- ★ 原告ら代理人が受任している場合、原告側の加算は必要ありません。
- ※ 郵便料を予納金で納付される場合(電子納付含む)の金額は従前のおりで  
(基本6000円。加算1名につき2000円)